

政令第三百二十九号

エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十五号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令の一部改正）

第一条 エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項中「第五項」を「第六項」に、「第七条の二第三項（法第七条の三第四項及び第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）」、「第七条の四第一項から第三項まで（これらの規定を法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）」、「第八条第二項（法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）」、「第十三条第三項（法第十八条第一項及び第十九条の二第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）」）において準用する場合を含む。）」、「第十七条第一項から第四項まで（これらの規

定を法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）、第十九条第一項から第四項まで、第六十一条第一項から第四項まで並びに第八十七条第一項」を「第八条第三項、第九条第三項、第十条第一項から第三項まで、第十一条第二項、第十二条第三項、第十三条第一項から第四項まで、第十四条第三項、第十八条第一項から第四項まで、第十九条第三項、第二十条第三項、第二十一条第一項から第三項まで、第二十二条第二項、第二十三条第三項、第二十四条第一項から第四項まで、第二十五条第三項、第二十九条第一項及び第二項、第三十条第三項、第三十一条第三項、第三十二条第一項から第三項まで、第三十三条第一項、第三十四条第三項、第三十五条第一項から第四項まで、第三十六条第三項、第四十条第一項から第三項まで、第四十一条第二項、第四十二条第三項、第四十三条第一項から第四項まで、第四十四条第三項、第九十九条第一項から第五項まで、第一百十三条第一項及び第二項並びに第一百六十二条第一項」に改め、「経済産業局長に」の下に「、法第四十六条第一項及び第四項（法第四十七条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第四十七条第一項から第三項まで、第一百七十七条第一項及び第四項（法第一百八条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）並びに第一百八条第一項から第三項までの規定に基づく経済産業大臣の権限（連携省エネルギー措置を行う工場等を設置してい

る者又は荷主連携省エネルギー措置を行う荷主のそれぞれの主たる事務所が一の経済産業局の管轄区域内のみに存する場合におけるこれらの措置に係るものに限る。以下この項において同じ。）は、工場等を設置している者又は荷主の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長に、それぞれ」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、経済産業大臣が法第二十九条第一項及び第二項並びに第百十三条第一項及び第二項の規定に基づく権限並びに法第四十六条第一項及び第四項、第四十七条第一項から第三項まで、第百十七条第一項及び第四項並びに第百十八条第一項から第三項までの規定に基づく権限を自ら行うことを妨げない。

第二十九条第二項中「第五十三条、第六十七条並びに第八十七条第六項」を「第百条、第二百二十四条並びに第百六十二条第六項」に、「並びに法第五十四条、第五十五条（法第六十九条において準用する場合を含む。）、第五十六条第一項（法第六十九条において準用する場合を含む。）、第五十七条第一項及び第二項（法第六十九条において準用する場合を含む。）並びに第六十八条」を「、法第百一条、第二百二条、第百三条第一項、第百四条第一項及び第二項、第二百二十五条、第二百二十六条、第二百二十七条第一項、第二百二十八条第一項及び第二項、第百三十条、第百三十一条、第百三十二条第一項、第百三十三条第一項及

び第二項並びに第三百三十七条」に、「権限は」を「権限並びに法第三百三十四条第一項及び第四項（法第三百三十五条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）並びに第三百三十五条第一項から第三項までの規定に基づく国土交通大臣の権限（貨客輸送連携省エネルギー措置を行う貨物輸送事業者又は旅客輸送事業者のそれぞれの主たる事務所が一の地方運輸局の管轄区域内のみに存する場合における当該貨客輸送連携省エネルギー措置に係るものに限る。以下この項において同じ。）は」に改め、同項ただし書中「第八十七条第七項の規定に基づく権限」を「第三百三十条の規定に基づく権限、法第三百三十四条第一項及び第四項並びに第三百三十五条第一項から第三項までの規定に基づく権限並びに法第三百六十二条第七項の規定に基づく権限（航空輸送事業者に係るものを除く。）」に改め、同条第三項中「第十四条第一項（法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）」、第十五条第一項（法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）、第十六条第一項から第四項まで（これらの規定を法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）、第二十条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）、第六十条、第六十二条、第六十三条第一項、第六十四条第一項及び第二項並びに第八十七条第三項」を「第十条第一項、第十六条第一項、第十七条第一項から第四項まで、第二十六条第一項、第二十七条第一項、

第二十八条第一項から第四項まで、第三十七条第一項、第三十八条第一項、第三十九条第一項から第四項まで、第四十九条、第八十条第三項、第八十一条第三項、第八十二条第三項、第八十三条第三項、第八十四条、第一百十条、第一百一十一条第一項、第一百十二条第一項及び第二項、第一百十四条、第一百十五条第一項、第一百十六条第一項及び第二項、第一百二十条並びに第一百六十二条第三項」に改め、同項ただし書中「第八十七条第三項」を「第一百六十二条第三項」に改め、同項の表中「特定事業者若しくは特定連鎖化事業者」を「特定事業者等」に改め、同条第四項中「第十四条第一項（法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）」、「第十五条第一項（法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）」、「第十六条第一項から第四項まで（これらの規定を法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）」、「第二十条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）」、「第六十条、第六十二条、第六十三条第一項、第六十四条第一項及び第二項並びに第八十七条第三項」を「第十五条第一項、第十六条第一項、第十七条第一項から第四項まで、第二十六条第一項、第二十七条第一項、第二十八条第一項から第四項まで、第三十七条第一項、第三十八条第一項、第三十九条第一項から第四項まで、第四十九条、第八十条第三項、第八十一条第三項、第八十二条第三項、第八十三条第三項、第八十四条、第一百十条、第一百十一条第一項、第一百十二条第一項、第一百十三条第三項、第一百八条、第一百十条、第一百十一条第一項、第一百十二条第一項

及び第二項、第百十四条、第百十五条第一項、第百十六条第一項及び第二項、第百二十条並びに第百六十二条第三項」に、「特定事業者若しくは特定連鎖化事業者」を「特定事業者等」に改め、同項ただし書中「第八十七条第三項」を「第百六十二条第三項」に改め、同条を第三十二条とする。

第二十八条中「第八十八条第一項」を「第百六十三条第一項」に改め、同条の表を次のように改める。

納めなければならない者	金額
一 法第九条第一項第一号の講習（指定講習機関が行うものを除く。）を受けようとする者	一万七千円
二 法第九条第二項の講習（指定講習機関が行うものを除く。）を受けようとする者	一万七千円
三 法第十二条第二項の講習（指定講習機関が行うものを除く。）を受けようとする者	一万七千円
四 法第十四条第二項の講習（指定講習機関が行うものを除く。）を受けようとする者	一万七千円

<p>五 法第二十条第二項の講習（指定講習機関が行うものを除く。）を受けようとする者</p>	<p>一万七千百円</p>
<p>六 法第二十三条第二項の講習（指定講習機関が行うものを除く。）を受けようとする者</p>	<p>一万七千百円</p>
<p>七 法第二十五条第二項の講習（指定講習機関が行うものを除く。）を受けようとする者</p>	<p>一万七千百円</p>
<p>八 法第三十一条第二項の講習（指定講習機関が行うものを除く。）を受けようとする者</p>	<p>一万七千百円</p>
<p>九 法第三十四条第二項の講習（指定講習機関が行うものを除く。）を受けようとする者</p>	<p>一万七千百円</p>
<p>十 法第三十六条第二項の講習（指定講習機関が行うものを除く。）を受けようとする者</p>	<p>一万七千百円</p>
<p>十一 法第四十二条第二項の講習（指定講習機関が行うものを除く。）</p>	<p>一万七千百円</p>

）を受けようとする者

十二 法第四十四条第二項の講習（指定講習機関が行うものを除く。

）を受けようとする者

十三 エネルギー管理士試験を受けようとする者

十四 法第五十一条第一項第二号の規定による認定を受けようとする者

一万七千円

一万七千円

四千八百円（電子申請（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請をいう。以下同じ。）による場合にあつては、

十五 エネルギー管理士免状の交付を受けようとする者

三千九百五十円)

三千五百円(電子申請による場合にあつては、二千六

百五十円)

十六 エネルギー管理士免状の再交付を受けようとする者

二千二百五十円(電子申請による場合にあつては、千

四百円)

第二十八条を第三十一条とする。

第二十七条中「第八十七条第十項」を「第六百六十二条第十項」に改め、同条を第三十条とする。

第二十六条第一項中「第八十七条第九項」を「第六百六十二条第九項」に、「に対し、その特定荷主」を

「、認定管理統括荷主、管理関係荷主又は法第一百七十七条第一項の認定を受けた荷主(特定荷主、認定管理統括荷主及び管理関係荷主を除く。)(以下この条において「特定荷主等」という。))に対し、当該特定

荷主等」に改め、同条第二項中「第八十七条第九項」を「第六百六十二条第九項」に、「特定荷主」を「特

定荷主等」に改め、同条を第二十九条とする。

第二十五条第一項中「第八十七条第八項」を「第百六十二条第八項」に、「その荷主」を「当該荷主」に改め、同項第二号中「第十条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同条第二項中「第八十七条第八項」を「第百六十二条第八項」に改め、同条を第二十八条とする。

第二十四条第一項中「第八十七条第七項」を「第百六十二条第七項」に、「特定旅客輸送事業者」を「特定旅客輸送事業者、認定管理統括貨客輸送事業者、管理関係貨客輸送事業者、法第三百三十四条第一項の認定を受けた貨客輸送事業者（特定貨物輸送事業者、特定旅客輸送事業者、認定管理統括貨客輸送事業者及び管理関係貨客輸送事業者を除く。）」に、「以下この条において単に「特定輸送事業者」を「次項において「特定貨物輸送事業者等」に改め、同条第二項中「第八十七条第七項」を「第百六十二条第七項」に、「特定輸送事業者」を「特定貨物輸送事業者等」に改め、同条を第二十七条とする。

第二十三条第一項中「第八十七条第六項」を「第百六十二条第六項」に、「以下この条」を「次項」に改め、同項第二号中「第八条の表」を「第十条の表」に、「第十二条の表」を「第十四条の表」に、「第十三条第一項」を「第十六条第一項」に改め、同条第二項中「第八十七条第六項」を「第百六十二条第六項」に、「第

項」に改め、同条を第二十六条とする。

第二十二條第一項中「第八十七條第三項」を「第六百六十二條第三項」に、「又は特定連鎖化事業者」を「、特定連鎖化事業者、認定管理統括事業者、管理関係事業者又は法第四十六條第一項の認定を受けた者（特定事業者、特定連鎖化事業者、認定管理統括事業者及び管理関係事業者を除く。）（次項並びに第三十二條第三項及び第四項において「特定事業者等」という。）」に、「以下この條」を「次項」に改め、同條第二項中「第八十七條第三項」を「第六百六十二條第三項」に、「特定事業者又は特定連鎖化事業者」を「特定事業者等」に改め、同條を第二十五條とする。

第二十一條中「第八十七條第二項」を「第六百六十二條第二項」に、「又は特定連鎖化事業者」を「、特定連鎖化事業者、認定管理統括事業者又は管理関係事業者」に改め、同條を第二十四條とする。

第二十條の前の見出しを削り、同條中「第八十七條第一項」を「第六百六十二條第一項」に改め、同條を第二十三條とし、同條の前に見出しとして「（報告及び立入検査）」を付する。

第十九條中「第八十一條の五において準用する法第七十九條第一項」を「第一百五十一條第一項」に改め、同條を第二十二條とする。

第十八条中「第八十一条の三第一項」を「第一百五十条第一項」に改め、同条を第二十一条とする。

第十七条中「第七十九条第三項及び第八十一条第三項（これらの規定を法第八十一条の五において準用する場合を含む。）」を「第四百四十六条第三項、第四百四十八条第三項、第五百十一条第三項及び第五百二十三条第三項」に改め、同条を第二十条とする。

第十六条中「第七十九条第一項」を「第四百四十六条第一項」に改め、同条を第十九条とする。

第十五条中「第七十八条第一項」を「第四百四十五条第一項」に改め、同条を第十八条とする。

第十四条中「第七十二条」を「第四百四十三条」に改め、同条を第十七条とする。

第十三条中「第七十一条第一項」を「第三百三十九条第一項」に改め、同条を第十六条とする。

第十二条中「第六十八条第一項」を「第二百二十五条第一項」に改め、同条を第十四条とし、同条の次に

次の一条を加える。

（認定管理統括貨客輸送事業者の認定に係る輸送能力の合計及び基準）

第十五条 法第三百三十条第一項第二号の政令で定める輸送能力の合計は、第十条の表の上欄に掲げる貨物

の輸送の区分ごとに同表の中欄に掲げる輸送能力を国土交通省令で定めるところにより車両数に換算し

た数及び前条の表の上欄に掲げる旅客の輸送の区分ごとに同表の中欄に掲げる輸送能力を国土交通省令で定めるところにより車両数に換算した数の合計とする。

2 法第三百三十条第一項第二号の政令で定める基準は、三百両とする。

第十一条の見出し中「特定荷主」を「特定荷主等」に改め、同条第一項中「第六十四条第三項」を「第一百十二条第三項及び第一百十六条第三項」に改め、同項の表財務大臣の項中「荷主」の下に「又は認定管理統括荷主」を加え、同条第二項中「第六十四条第三項」を「第一百十二条第三項又は第一百十六条第三項」に、「同項」を「これらの規定」に改め、同条を第十三条とする。

第十条第一項中「第六十一条第一項」を「第九十九条第一項」に改め、「輸送させる貨物」の下に「（当該荷主以外の者であつて法第一百五十五条第二号に掲げるものがその輸送の方法等を実質的に決定しているものを除き、当該荷主が同号に掲げる者としてその輸送の方法等を実質的に決定しているものを含む。）」を加え、同条第二項中「第六十一条第一項」を「第九十九条第一項」に改め、同条を第十二条とする。

第九条中「第五十七条第三項（法第六十九条及び第七十一条第六項において準用する場合を含む。）」「第一百四条第三項、第二百二十八条第三項、第三百三十三条第三項及び第四百四十二条第三項」に改め、同条

を第十一条とする。

第八条中「第五十四条第一項」を「第一百一条第一項」に改め、同条の表鉄道による貨物の輸送の項中「数」の下に「（第十五条第一項において「車両数」という。）」を加え、同条を第十条とする。

第七条中「第四十二条第一項」を「第八十七条第一項」に改め、同条を第九条とする。

第六条を削る。

第五条第一項中「第十六条第五項（法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を「第十七条第五項、第二十八条第五項及び第三十九条第五項」に改め、同条第二項中「前条第一項各号」を「第五条第一項各号」に、「特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者」に、「第十六条第五項」を「第十七条第五項、第二十八条第五項又は第三十九条第五項」に、「同項」を「これらの規定」に改め、同項の表財務大臣の項中「特定事業者」の下に「、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者」を加え、同条第三項中「前条第一項各号」を「第五条第一項各号」に、「特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者」に、「第十条第五項」を「第十七条第五項、第二十八条第五項又は第三十九条第五項」に、「同項の」を「これら

の規定の」に改め、同項の表財務大臣の項中「特定事業者」の下に「、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者」を加え、同条を第七条とし、同条の次に次の一条を加える。

(エネルギー管理士免状に関する事務の委託)

第八条 法第五十二条第一項の規定による委託は、次に定めるところにより行うものとする。

- 一 次に掲げる事項についての条項を含む委託契約書を作成すること。
 - イ 委託に係るエネルギー管理士免状に関する事務の内容に関する事項
 - ロ 委託に係るエネルギー管理士免状に関する事務を処理する場所及び方法に関する事項
 - ハ 委託契約の期間及びその解除に関する事項
 - ニ その他経済産業省令で定める事項

二 委託をしたときは、経済産業省令で定めるところにより、その旨を公示すること。

2 経済産業大臣は、指定試験機関に法第五十一条第一項第二号の規定による認定の事務を委託することができない。

第四条の見出し中「第一種指定事業者」を「第一種指定事業者等」に改め、同条第一項中「第八条第一

項第一号」を「第十一条第一項第一号」に改め、同条第二項中「第八条第一項第一号」を「第十一条第一項第一号、第二十二條第一項第一号、第三十三條第一項第一号及び第四十一條第一項第一号」に改め、同条を第五条とし、同条の次に次の一条を加える。

（第二種エネルギー管理指定工場等の指定に係るエネルギーの使用量）

第六条 法第十三條第一項のエネルギーの年度の使用量についての政令で定める数値は、原油換算エネルギー使用量の数値で千五百キロリットルとする。

第三条中「第八条第一項（法第十九條の二第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）」を「第十一条第一項」に改め、同条第一号中「第一種エネルギー管理指定工場等」を「工場等（法第三条第一項に規定する工場等をいう。以下同じ。）」に改め、同条第二号中「第一種エネルギー管理指定工場等」を「工場等」に改め、同条を第四条とする。

第二条の二中「第七条の四第一項（法第十九條の二第一項において準用する場合を含む。）」を「第十条第一項」に改め、同条を第三条とする。

（特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部改正）

第二条 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百六十四号）の一部を次のように改正する。

別表第三の三の項下欄第二号中「第九条第一項」を「第五十一条第一項」に改める。

（地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部改正）

第三条 地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第四百四十三号）の一部を次のように改正する。

第五条中「第六号から第十一号まで」を「第十号から第十六号まで」に改め、同条第一号中「昭和五十四年政令第二百六十七号」の下に「。以下「省エネルギー令」という。」を加え、同条第二号中「以下」の下に「この条において」を加え、「第五十四条第二項」を「第一百一条第二項」に改め、同条第三号中「第六十一条第二項」を「第百九条第二項」に改め、同条中第十二号を第十六号とし、第六号から第十一号までを四号ずつ繰り下げ、同条第五号中「第七十一条第三項」を「第百三十九条第三項」に改め、同号を同条第九号とし、同条第四号中「第六十八条第二項」を「第百二十五条第二項」に改め、同号を同条第六号とし、同号の次に次の二号を加える。

七 省エネルギー法第百三十条第二項に規定する認定管理統括貨客輸送事業者（第八条第三項において単に「認定管理統括貨客輸送事業者」という。）であつて、輸送能力の合計（省エネルギー令第百十五條第一項で定める輸送能力の合計をいう。次号において同じ。）が三百両以上であるもの

八 省エネルギー法第百三十条第二項第二号に規定する管理関係貨客輸送事業者（第八条第八項において単に「管理関係貨客輸送事業者」という。）であつて、輸送能力の合計が三百両以上であるもの

第五條第三号の次に次の二号を加える。

四 省エネルギー法第百十三條第二項に規定する認定管理統括荷主（第八条第四項において単に「認定管理統括荷主」という。）であつて、貨物輸送事業者（省エネルギー法第九十九條第一項に規定する貨物輸送事業者をいう。次号において同じ。）に輸送させる貨物の年度の輸送量（省エネルギー令第百十二條第一項で定めるところにより算定した貨物の年度の輸送量をいう。同号において同じ。）が三千万トンキロ以上であるもの

五 省エネルギー法第百十三條第二項第二号に規定する管理関係荷主（第八条第七項において単に「管理関係荷主」という。）であつて、貨物輸送事業者に輸送させる貨物の年度の輸送量が三千万トンキロ

ロ以上であるもの

第六条第二号中「前条第六号」を「前条第十号」に改め、同条第三号中「前条第七号」を「前条第十一号」に改め、同条第四号中「前条第八号」を「前条第十二号」に改め、同条第五号中「前条第九号」を「前条第十三号」に改め、同条第六号中「前条第十号」を「前条第十四号」に改め、同条第七号中「前条第十一号」を「前条第十五号」に改め、同条第八号中「前条第十二号」を「前条第十六号」に改める。

第七条第一号ロ中「第四号」を「第八号」に改め、同号ハ中「第五条第五号」を「第五条第九号」に改める。

第八条第一項中「法第三十四条」を「法第三十四条第一項」に、「省エネルギー法第十五条第一項（省エネルギー法第十九条の二第一項において準用する）」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第十六条第一項（同法第四十八条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、同法第二十七条第一項（同法第四十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同法第三十八条第一項（同法第四十八条第三項の規定により読み替えて適用する）」に改め、「部分」の下に「（同法第二十九条第二項に規定する認定管理統括事業者（次項において単に「認定管理統括事業者」という。）にあつては

、当該者に係る部分に限る。」を加え、同項の表第二十八条第一項の項中「第三十四条」を「第三十四条第一項」に、「第十五条第一項（同法第十九条の二第一項において準用する場合を含む）」を「第十六条第一項（同法第四十八条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）、同法第二十七條第一項（同法第四十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）又は同法第三十八条第一項（同法第四十八条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ）」に、「事項及び」を「事項（同法第二十九条第二項に規定する認定管理統括事業者（次項において単に「認定管理統括事業者」という。）にあつては、当該者に係る事項に限る。）及び」に改め、同表第二十八条第二項第一号及び第三号の項中「第三十四条」を「第三十四条第一項」に、「第十五条第一項（同法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）」を「第十六条第一項、第二十七条第一項又は第三十八条第一項」に、「事項及び」を「事項（認定管理統括事業者にあつては、当該者に係る事項に限る。）及び」に改め、同表第二十八条第二項第二号の項及び第二十九条第二項及び第三十二条第四項の項を次のように改める。

第二十八条第

当該報告に係

当該報告に係る事項（第三十四条第一項の規定により第二十六条第

二項第二号	る事項（当該事項）	<p>一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化等に関する法律第十六条第一項、第二十七条第一項又は第三十八条第一項の規定による報告については、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項（認定管理統括事業者にあつては、当該者に係る事項に限る。）及び主務省令で定める事項とし、これらの事項</p>
第二十九条第二項及び第三十二条第四項	同条第一項 事業所管大臣 が所管する事業	<p>前条第一項 エネルギーの使用の合理化等に関する法律第十六条第一項、第二十七条第一項又は第三十八条第一項の規定による報告</p>
	当該事業所管大臣	<p>同法第十六条第一項、第二十七条第一項又は第三十八条第一項に規定する主務大臣</p>

第八条第二項中「法第三十四条」を「法第三十四条第一項」に、「省エネルギー法第二十条第三項（同

条第六項において準用する場合を含む。」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第八十条第三項、第八十一条第三項又は第八十二条第三項」に改め、「部分」の下に「（認定管理統括事業者にあつては、当該者に係る部分に限る。）」を加え、同項の表第二十八条第一項の項中「第三十四条」を「第三十条第一項」に、「第二十条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）」を「第八十条第三項、第八十一条第三項又は第八十二条第三項」に、「事項及び」を「事項（同法第二十九条第二項に規定する認定管理統括事業者（次項において単に「認定管理統括事業者」という。）にあつては、当該者に係る事項に限る。）及び」に改め、同表第二十八条第二項第一号及び第三号の項中「第三十四条」を「第三十条第一項」に、「第二十条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）」を「第八十条第三項、第八十一条第三項又は第八十二条第三項」に、「事項及び」を「事項（認定管理統括事業者にあつては、当該者に係る事項に限る。）及び」に改め、同表第二十八条第二項第二号の項及び第二十九条第二項及び第三十二条第四項の項を次のように改める。

第二十八条第	当該報告に係	当該報告に係る事項（第三十四条第一項の規定により第二十六条第
二項第二号	る事項（当該	一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化等に

	事項	<p>関する法律第八十条第三項、第八十一条第三項又は第八十二条第三項の規定による報告については、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項（認定管理統括事業者にあつては、当該者に係る事項に限る。）及び主務省令で定める事項とし、これらの事項</p>
<p>第二十九条第二項及び第三十二条第四項</p>	<p>同条第一項 事業所管大臣 が所管する事業を行う</p>	<p>前条第一項 エネルギーの使用の合理化等に関する法律第八十条第三項、第八十一条第三項又は第八十二条第三項の規定による報告に係る</p>
	<p>大臣 当該事業所管</p>	<p>同法第八十条第三項、第八十一条第三項又は第八十二条第三項に規定する主務大臣</p>

第八条第三項中「法第三十四条」を「法第三十四条第一項」に、「省エネルギー法第五十六条第一項（省エネルギー法第六十九条及び第七十一条第六項において準用する場合を含む。）」を「エネルギーの使

用の合理化等に関する法律第百三条第一項（同法第百三十六條第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。））、同法第百二十七條第一項（同法第百三十六條第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。））、同法第百三十二條第一項（同法第百三十六條第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。））、同法第百四十一條第一項に改め、「部分」の下に「（認定管理統括貨客輸送事業者にあつては、当該者に係る部分に限る。）」を加え、同項の表第二十八條第一項の項中「第三十四條」を「第三十四條第一項」に、「第五十六條第一項（同法第六十九條及び第七十一條第六項において準用する場合を含む。）」を「第百三條第一項（同法第百三十六條第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）以下同じ。）」、同法第百二十七條第一項（同法第百三十六條第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。））、同法第百三十二條第一項（同法第百三十六條第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。））、同法第百四十一條第一項に、「事項及び」を「事項（同法第百三十一條第二項に規定する認定管理統括貨客輸送事業者（次項において単に「認定管理統括貨客輸送事業者」という。）にあつては、当該者に係る事項に限る。）及び」に改め、同表第二十八條第二項第一号及び第三号の項中「第三十四條」を「第三十四條第一項」に、「第五十六條第一項（同法第六十九條及び第七十一

条第六項において準用する場合を含む。」を「第百三条第一項、第百二十七条第一項、第百三十二条第一項又は第百四十一条第一項」に、「事項及び」を「事項（認定管理統括貨客輸送事業者にあつては、当該者に係る事項に限る。）及び」に改め、同表第二十八条第二項第二号の項及び第二十九条第二項及び第三十二条第四項の項を次のように改める。

第二十九条第	第二十八条第 二項第二号	事業所管大臣	同条第一項	エネルギーの使用の合理化等に関する法律第百三条第一項、第百二	<p>当該報告に係る事項（第三十四条第一項の規定により第二十六条第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化等に関する法律第百三条第一項、第百二十七条第一項、第百三十二条第一項又は第百四十一条第一項の規定による報告については、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項（認定管理統括貨客輸送事業者にあつては、当該者に係る事項に限る。）及び主務省令で定める事項とし、これらの事項</p> <p>前条第一項</p>
--------	-----------------	--------	-------	--------------------------------	---

二項及び第三十二條第四項	が所管する事業	十七條第一項、第三百二十二條第一項又は第四百十一條第一項の規定による報告
大臣	当該事業所管	国土交通大臣

第八條第四項中「法第三十四條」を「法第三十四條第一項」に、「省エネルギー法第六十三條第一項」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第一百一條第一項（同法第一百十九條第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同法第一百十五條第一項（同法第一百十九條第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に改め、「部分」の下に「（認定管理統括荷主にあつては、当該者に係る部分に限る。）」を加え、同項の表第二十八條第一項の項中「第三十四條」を「第三十四條第一項」に、「第六十三條第一項」を「第一百十一條第一項（同法第一百十九條第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）又は同法第一百十五條第一項（同法第一百十九條第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）」に、「事項及び」を「事項（同法第一百三條第二項に規定する認定管理統括荷主（次項において単に「認定管理統括荷主」という。）にあつては、当該者に係る事項に限る。）

及び」に改め、同表第二十八条第二項第一号及び第三号の項中「第三十四条」を「第三十四条第一項」に及び、「第六十三条第一項」を「第一百一十一条第一項又は第一百五十一条第一項」に、「事項及び」を「事項（認定管理統括荷主にあつては、当該者に係る事項に限る。）及び」に改め、同表第二十八条第二項第二号の項及び第二十九条第二項及び第三十二条第四項の項を次のように改める。

<p>第二十八条第 二項第二号</p>	<p>当該報告に係 る事項（当該 事項</p>	<p>当該報告に係る事項（第三十四条第一項の規定により第二十六条第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化等に関する法律第一百一十一条第一項又は第一百五十一条第一項の規定による報告については、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項（認定管理統括荷主にあつては、当該者に係る事項に限る。）及び主務省令で定める事項とし、これらの事項</p>
<p>第二十九条第 二項及び第三</p>	<p>同条第一項 事業所管大臣 が所管する事</p>	<p>前条第一項 エネルギーの使用の合理化等に関する法律第一百一十一条第一項又は第 百十五条第一項の規定による報告</p>

十二條第四項	
業	
当該事業所管	同法第百十一條第一項又は第百十五條第一項に規定する主務大臣
大臣	

第八條に次の四項を加える。

5 法第三十四條第二項の規定によりエネルギーの使用の合理化等に関する法律第三十八條第一項（同法第四十八條第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告のうち同法第二十九條第二項第二号に規定する管理関係事業者（次項において単に「管理関係事業者」という。）であつて特定排出者であるものの二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分が当該者のエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六條第一項の規定による報告とみなされる場合における法第二十六條から第三十三條まで、第六十三條及び第六十五條の規定の適用については、法第三十四條第二項に定めるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二十八條第	当該報告に係	当該報告に係る事項（第三十四條第二項の規定により第二十六條第
--------	--------	--------------------------------

<p>第二十八条第 二項第一号及 び第三号</p>	<p>一項</p>
<p>当該報告に係 る事項</p>	<p>る事項</p>
<p>当該報告に係る事項（第三十四条第二項の規定により第二十六条第 一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化等に 関する法律第三十八条第一項の規定による報告については、管理関 係事業者であつて特定排出者であるもののエネルギーの使用に伴つ て発生する二酸化炭素の排出量に係る事項及び主務省令で定める事</p>	<p>一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化等に 関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第三十八条第一項（同 法第四十八条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。 以下同じ。）の規定による報告については、同法第二十九条第二項 第二号に規定する管理関係事業者（次項において単に「管理関係事 業者」という。）であつて特定排出者であるもののエネルギーの使 用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量に係る事項及び主務省令で 定める事項）</p>

		項)
第二十八条第 二項第二号	当該報告に係 る事項（当該 事項	当該報告に係る事項（第三十四条第二項の規定により第二十六条第 一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化等に 関する法律第三十八条第一項の規定による報告については、管理関 係事業者であつて特定排出者であるもののエネルギーの使用に伴つ て発生する二酸化炭素の排出量に係る事項及び主務省令で定める事 項とし、これらの事項
第二十九条第 二項及び第三 十二条第四項	同条第一項 事業所管大臣 が所管する事 業	前条第一項 エネルギーの使用の合理化等に関する法律第三十八条第一項の規定 による報告
	当該事業所管 大臣	同項に規定する主務大臣

6 法第三十四条第二項の規定によりエネルギーの使用の合理化等に関する法律第八十二条第三項の規定による報告のうち管理関係事業者であつて特定排出者であるものの二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分が当該者のエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合における法第二十六条から第三十三条まで、第六十三条及び第六十五条の規定の適用については、法第三十四条第二項に定めるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二十七条第一項	前条第一項の規定による報告と併せて、主務省令で	主務省令で
第二十八条第一項	当該報告に係る事項	当該報告に係る事項（第三十四条第二項の規定により第二十六条第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第八十二条第三項の規

		<p>定による報告については、同法第二十九条第二項第二号に規定する管理関係事業者（次項において単に「管理関係事業者」という。）であつて特定排出者であるもののエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量に係る事項及び主務省令で定める事項）</p>
<p>第二十八条第二項第一号及び第三号</p>	<p>当該報告に係る事項</p>	<p>当該報告に係る事項（第三十四条第二項の規定により第二十六条第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化等に関する法律第八十二条第三項の規定による報告については、管理関係事業者であつて特定排出者であるもののエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量に係る事項及び主務省令で定める事項）</p>
<p>第二十八条第二項第二号</p>	<p>当該報告に係る事項（当該事項）</p>	<p>当該報告に係る事項（第三十四条第二項の規定により第二十六条第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化等に関する法律第八十二条第三項の規定による報告については、管理関</p>

<p>第二十九条第 二項及び第三 十二条第四項</p>	<p>同条第一項</p>	<p>前条第一項</p> <p>係事業者であつて特定排出者であるもののエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量に係る事項及び主務省令で定める事項とし、これらの事項</p>
<p>第三十二条第 一項</p>	<p>第二十六条第 一項の規定に よる報告に添 えて、第二十</p>	<p>第二十九条第四項</p> <p>当該事業所管 大臣</p> <p>同項に規定する主務大臣</p>
<p>第二十九条第 二項及び第三 十二条第四項</p>	<p>同条第一項</p>	<p>前条第一項</p> <p>エネルギーの使用の合理化等に関する法律第八十二条第三項の規定 による報告に係る</p>

7 法第三十四条第二項の規定によりエネルギーの使用の合理化等に関する法律第一百五十一条（同法第一百九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告のうち管理関係荷主であつて特定排出者であるものの二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分が当該者のエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合における法第二十六条から第三十三条まで、第六十三条及び第六十五条の規定の適用については、法第三十四条第二項に定めるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二十八条第一項	当該報告に係る事項	当該報告に係る事項（第三十四条第二項の規定により第二十六条第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第一百五十一条（同法第一百九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）以下同じ。）の規定による報告については、同法第一百三十二条第二項
		当該報告に係る事項（第三十四条第二項の規定により第二十六条第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第一百五十一条（同法第一百九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）以下同じ。）の規定による報告については、同法第一百三十二条第二項

		<p>第二号に規定する管理関係荷主（次項において単に「管理関係荷主」という。）であつて特定排出者であるもののエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量に係る事項及び主務省令で定める事項）</p>
<p>第二十八条第 二項第一号及 び第三号</p>	<p>当該報告に係 る事項</p>	<p>当該報告に係る事項（第三十四条第二項の規定により第二十六条第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化等に関する法律第百十五条第一項の規定による報告については、管理関係荷主であつて特定排出者であるもののエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量に係る事項及び主務省令で定める事項）</p>
<p>第二十八条第 二項第二号</p>	<p>当該報告に係 る事項（当該 事項</p>	<p>当該報告に係る事項（第三十四条第二項の規定により第二十六条第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化等に関する法律第百十五条第一項の規定による報告については、管理関</p>

	同条第一項	係荷主であつて特定排出者であるもののエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量に係る事項及び主務省令で定める事項とし、これらの事項
第二十九条第二項及び第三十二条第四項	事業所管大臣が所管する事業	前条第一項 エネルギーの使用の合理化等に関する法律第一百五十一条の規定による報告
	当該事業所管大臣	同項に規定する主務大臣

8

法第三十四条第二項の規定によりエネルギーの使用の合理化等に関する法律第三百三十二条第一項（同法第三百三十六条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告のうち管理関係貨客輸送事業者であつて特定排出者であるものの二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分が当該者のエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一項の規定によ

る報告とみなされる場合における法第二十六条から第三十三条まで、第六十三条及び第六十五条の規定の適用については、法第三十四条第二項に定めるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>第二十八条第一項</p>	<p>当該報告に係る事項</p>	<p>当該報告に係る事項（第三十四条第二項の規定により第二十六条第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第三百三十二条第一項（同法第三百三十六条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）の規定による報告については、同法第三百三十条第二項第二号に規定する管理関係貨客輸送事業者（次項において単に「管理関係貨客輸送事業者」という。）であつて特定排出者であるもののエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量に係る事項及び主務省令で定める事項）</p>
<p>第二十八条第</p>	<p>当該報告に係</p>	<p>当該報告に係る事項（第三十四条第二項の規定により第二十六条第</p>

第二十九条第	<p>二項第一号及 び第三号</p>		
事業所管大臣	同条第一項	<p>当該報告に係 る事項（当該 事項</p>	<p>る事項</p>
エネルギーの使用の合理化等に関する法律第百三十二条第一項の規	前条第一項	<p>一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化等に 関する法律第百三十二条第一項の規定による報告については、管理 関係貨客輸送事業者であつて特定排出者であるもののエネルギーの 使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量に係る事項及び主務省令 で定める事項とし、これらの事項</p>	

二項及び第三十二條第四項		が所管する事業	定による報告
大臣	当該事業所管	国土交通大臣	

第二十三條の表法第二十六條第一項、第二十七條第一項及び第三十二條第一項の項中「に掲げる者、省エネルギー法第六十一條第二項に規定する特定荷主又は第五條第六号から第十一号まで」を「、第三号から第五号まで又は第十号から第十六号まで」に改める。

(財政制度等審議会令等の一部改正)

第四條 次に掲げる政令の規定中「第十六條第五項(同法第十九條の二第一項において準用する場合を含む。及び第六十四條第三項)を「第十七條第五項、第二十八條第五項、第三十九條第五項、第一百十二條第三項及び第一百十六條第三項」に改める。

一 財政制度等審議会令(平成十二年政令第二百七十五号)第一条第二号及び第六條第一項の表たばこ事業等分科会の項第三号

二 国税審議会令（平成十二年政令第二百七十八号）第一条、第六条第一項の表酒類分科会の項第二号及び第八条第四項

三 食料・農業・農村政策審議会令（平成十二年政令第二百八十九号）第一条

（交通政策審議会令の一部改正）

第五条 交通政策審議会令（平成十二年政令第三百号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表交通体系分科会の項第二号中「第五十七条第三項（同法第六十九条及び第七十一条第六項において準用する場合を含む。）及び第六十四条第三項」を「第百四条第三項、第百十二条第三項、第百十六条第三項、第百二十八条第三項、第百三十三条第三項及び第百四十二条第三項」に改め、同表技術分科会の項第二号中「第十六条第五項（同法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）」、第七十九条第三項及び第八十一条第三項」を「第十七条第五項、第二十八条第五項、第三十九条第五項、第百四十六条第三項及び第百四十八条第三項」に改める。

附 則

この政令は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年十

二月一日)から施行する。